

益田川水系
河川整備基本方針

平成 12年 11月

島 根 県

益田川水系河川整備基本方針

目 次

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
2 . 河川の整備の基本となるべき事項	2
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	2
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	2
(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断面に係る川幅に関する事項	3
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項	3
益田川水系参考図	4

1 . 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

益田川水系は、その源を島根県美濃郡美都町春日山に発し、途中都茂川、三谷川、波田川、本溢川等の支流を合流し、島根県最西部の益田平野の中央部を西北に流下し、日本海に注ぐ。

本水系の流域面積は約127km²であり、その流域は美都町、益田市に属し、益田地方における社会、経済の基盤をなしている。

本水系は過去度々の降雨災害に見舞われており、その治水対策事業としては、昭和8年度から10年度に行われた益田川改修工事を最初に、昭和18年度から22年度の直轄災害復旧工事、昭和36年度からの中小河川改修事業等により築堤、掘削、護岸等の河川改修が実施されてきた。しかし、昭和58年7月に発生した梅雨前線豪雨により益田市においては死者31名、家屋全半壊約1,700棟、また美都町においては死者8名、家屋全半壊約80棟にのぼる甚大な被害を受けた。この大災害を契機に、河川激甚災害対策特別緊急事業及び河川災害復旧助成事業を実施し、平成2年に工事实施基本計画を策定し、基準地点堀川橋において基本高水のピーク流量を1,230m³/s、計画高水流量を900m³/sとした。

利水については、農業用水として約300haの耕地のかんがいに利用されているほか、美都町において水道用水として利用されている。

益田川では水質汚濁について、生活環境の保全に関する環境基準が設定され、上流域はA A類型、市街地はA類型、下流域はC類型に指定されている。上流・中流域においては概ね環境基準を達成し、水質は良好な状況にあるが、下流域では依然環境基準を達成しておらず、流域一体となった総合的な水質保全に向けての努力が必要である。

益田川の上流域は、ブナやアラカシ、アカマツが分布する山地の豊かな自然を背景に急峻な谷間を形成し美しい渓流景観を呈しており、中流域では山地の合間に小盆地が開け川に沿って美都町の市街地が広がり、シヤナラの木が分布する山地に挟まれた谷間を形成している。また、上中流域の山地にはイノシシやキツネなど多くの動物が生息している。下流域には平野が広がり益田市の市街地が形成されており、河口付近では川に沿って田園風景が見られる。河道には上流域から中流域にかけてヨシやマコモが繁茂する洲が発達しており、アユやオイカワ、ヨシノボリが瀬や淵に生息し、河口付近ではボラやスズキが見られる。

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、流域全体の視野から流域住民や関係機関と連携し、地域計画等と調整を図り、地域社会の状況変化に対応し、治水・利水・環境の調和に配慮した整備を実施するものとする。なお既存の施設については適正な維持管理に努めるものとする。また、流域の土砂管理については砂防・治山事業の状況を考慮し、実施するものとする。

治水対策については、益田市等の沿川地域を洪水から防御するため上流に洪水調節施設を設け、既往最大の昭和58年7月の降雨を踏まえ、100年に1回程度の確率で発生する洪水の安全な流下を図るとともに、雨量・水位やこれまでの氾濫実績などの情報を提供し、流域住民や関係機関と協力して被害の最小化に努め、安心できる生活基盤の確保を図る。

河川環境については、本水系における生物の多様な生息・生育環境の保全に努めるとともに、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保を図り、良好な河川環境の整備・保全を図る。また、自然環境に配慮しながら、流域住民が水辺と触れ合い、憩いの場となるような河川空間の確保・保全に努める。

利水については、水利使用者等との調整を図りながら、水資源の開発等有効かつ適正な利用に努める。

2 . 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

益田川における基本高水のピーク流量は、既往最大の昭和58年7月の降雨を踏まえ、100年に1回程度の確率で発生する降雨による洪水に対処するために、基準地点堀川橋において1,230 m^3/s とする。このうち上流の洪水調節施設により330 m^3/s を調節することとし、河道への配分流量を900 m^3/s とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	高水 基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による 調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
益田川	堀川橋	1,230	330	900

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点 堀川橋 において900 m^3/s とする。

益田川計画高水流量図

(単位 : m^3 / sec)



: 基準地点

(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位及び概ねの川幅は次表のとおりとする。河道の横断形は現況の形状を尊重し、河川環境の保全に配慮したものとする。

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T . P . (m)	川幅 (m)	摘要
益田川	堀川橋	5.08	+10.79	70	

(注) T . P . = 東京湾中等潮位

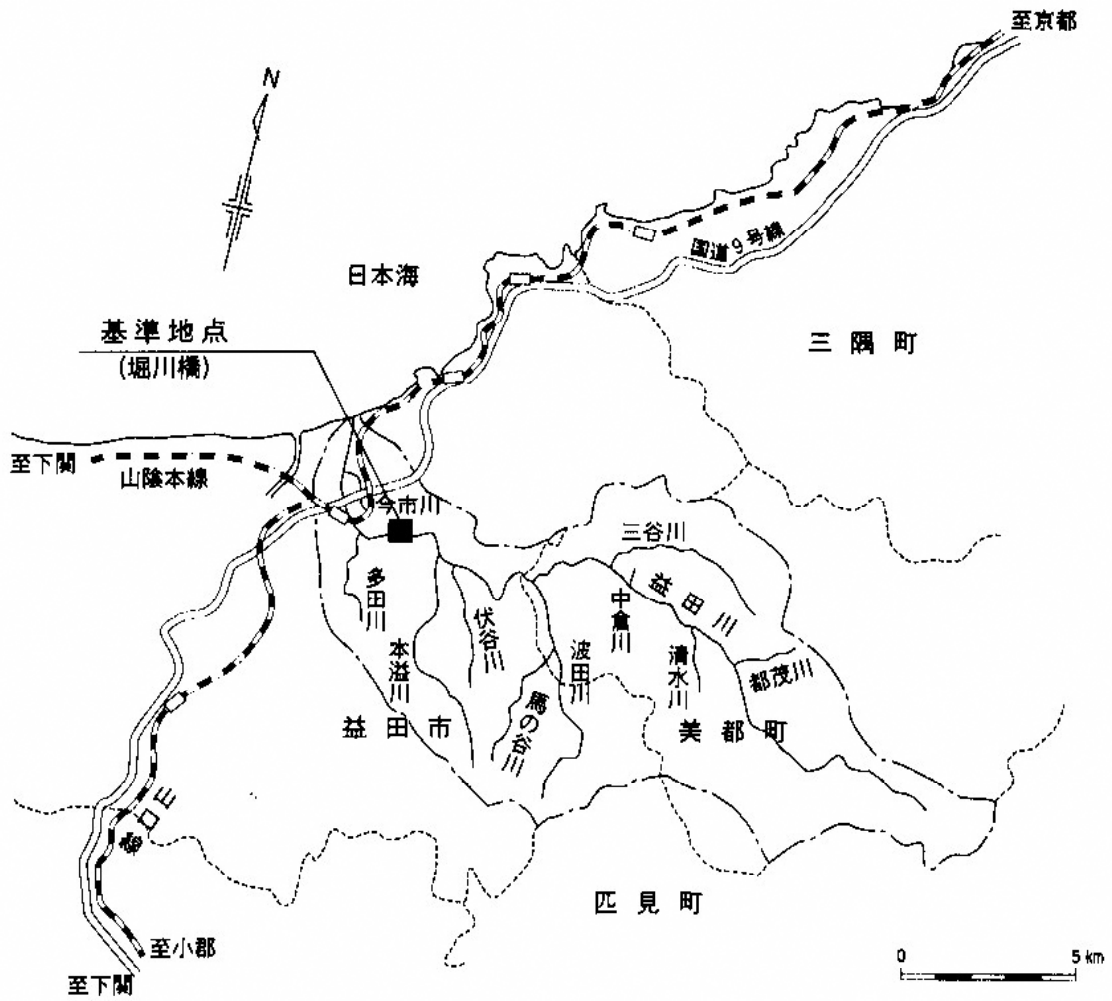
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

堀川橋地点から下流における既得水利権としては、農業用水として $0.335\text{ m}^3/\text{s}$ の慣行水利がある。

これに対し、堀川橋地点における過去20年間の平均濁水流量は約 $1.50\text{ m}^3/\text{s}$ 、平均低水流量は約 $2.48\text{ m}^3/\text{s}$ である。

堀川橋地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、流水の占用、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況等の観点から検討を行い、しるかき期 $1.213\text{ m}^3/\text{s}$ 、普通期 $1.150\text{ m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $0.878\text{ m}^3/\text{s}$ とする。

益田川水系参考図



凡 例	
-----	: 流域界
-----	: 市町界
■	: 治水・利水基準点(堀川橋)

(参 考)

河 川 整 備 基 本 方 針

決 定 お よ び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	H12.11.29	
	施 行	H12.11.29	

工 事 実 施 基 本 計 画 (旧)

決 定 お よ び 改 定 の 経 過			
区 分	事 項	年 月 日	備 考
決 定	決 定	H 2 . 5 . 1	
	施 行	H 2 . 5 . 1	